平成12・06・13貿局第１号
平成１２年6月２３日
貿　　易　　局

「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第１号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項第１号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号）の一部を下記のように改正し、平成１２年６月２３日から実施する。

ただし、２の（５）、３の（４）のア（「外為令別表の２の項に該当するもの」を「別紙２の２、３、４、５又は６に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの」に改める部分に限る。）及びエ（「使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものであって、その使用に際して供給者の技術支援が不要であるように設計されているもの（別紙２の２、３、４、５又は６に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るものを除く。）」に係る部分に限る。）、別紙１の２の項並びに別紙２の２の改正規定は、平成１２年７月７日から実施する。

記

１の（２）のサの文中「貨物」の次に「又はプログラム」を加える。

２の（５）の文中「第２条第１項第２号イ若しくはロ又は第３号イからホまでのいずれか」を「第２条第１項第２号イからホまで又は第３号イからタまでのいずれか」に改める。

３の（１）のエの次に次のように加える。

オ　電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等、不特定多数の者が自由に入手可能とするための技術データであって、（４）のエ又はオのいずれかに該当するようにするためのプログラム

３の（３）のイの次に次のように加える。

ウ　プログラムの提供の一環として提供される技術であって、取扱説明書、保守マニュアル等、当該プログラムの使用に係るもののうち、必要最小限のものを当該プログラムの取引の相手方又は需要者に対して提供する取引。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

（ア）当該プログラムの性能、特性等が当初提供したものよりも向上するもの
（イ）修理技術であって、その内容が製造技術と同等のもの
（ウ）外為令別表の中欄に掲げる技術であって、貨物の設計又は製造に必要な技術が含まれるもの
（エ）必要最小限対象外品目の使用に係る技術に該当するもの

３の（４）のアの文中「（外為令別表の２の項に該当するもの及び暗号機能等プログラムを除く。）」を「（別紙２の２、３、４、５又は６に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの及び暗号機能等プログラムを除く。）」に改める。

３の（４）のウの（エ）の文中「を除く。」の次に「以下同じ。」を加える。

３の（４）のエの文中「又はハ」を削り、エをカとし、オをキとし、ウの次に次のように加える。

エ　使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるものであって、その使用に際して供給者の技術支援が不要であるように設計されているもの（別紙２の２、３、４、５又は６に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係るもの及び暗号機能等プログラムを除く。）

オ　暗号機能等プログラムであって、次の（ア）から（エ）までのすべてに該当するもの

（ア）使用者に対し何らの制限なく無償で提供されるもの
（イ）暗号機能が使用者によって変更できないもの

（ウ）プログラムの使用に際して供給者の技術支援が不要であるように設計されているもの
（エ）アルゴリズムの鍵の長さが６４ビットを超える対称アルゴリズムを用いないもの

別紙１の２の項中

「

省令第15条中のプログラム	省令第15条に規定するプログラムを組み込むための数値制御装置又は当該数値制御装置を取り付けることができる工作機械の製造者により省令第1条第14号に該当しない工作機械を数値制御するために、特別に設計されたもの又は特別に変更されたものを除く。

」

を

「

省令第15条第2項中のプログラム	省令第15条第2項に規定するプログラムを組み込むための数値制御装置又は当該数値制御装置を取り付けることができる工作機械の製造者により省令第1条第14号に該当しない工作機械を数値制御するために、特別に設計されたもの又は特別に変更されたものを除く。

」

に改める。

別紙２の２の文中「又は第１０号の２」を「、第１０号の２又は第１０号の３」に改める。